

令和 8 年度採用 練馬区会計年度任用職員（スクールソーシャルワーカー）採用選考募集案内

1 募集人数、職務内容および勤務場所

採用予定数	職務内容	勤務場所
若干名	1 課題を抱える児童および生徒の置かれた環境への働きかけに関すること。 2 学校内における教育相談体制への支援に関すること。 3 保護者、教職員等に対する支援、相談および情報提供に関すること。 4 関係機関等との連携および調整に関すること 等	練馬区立学校教育支援センター （光が丘 6－4－1） ※学校教育支援センターを拠点とし、区立小中学校や支援対象児童生徒宅等を訪問します。

2 応募資格

- ① 社会福祉士・精神保健福祉士・臨床心理士、公認心理師のいずれかの資格を有する者
- ② 福祉または教育に関する専門的な知識または経験を有する者

3 任用期間

令和 8 年 10 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（6 か月）

※ 選考のうえ、再度の任用を行うことがあります。

4 勤務条件

- (1) 報 酬 額 月額 2 7 0 , 7 6 3 円 （地域手当相当額を含む）

※ 報酬の支給日は、当月 15 日です。

※ 採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。

※ 通勤に伴う交通費相当額を支給します。（1 か月の上限額 55,000 円）

※ この他に期末手当・勤勉手当の支給があります。

- (2) 勤務日数 月 16 日勤務

- (3) 勤務時間 1 日 7 時間 45 分

月～土曜の 7：30 ～ 20：15 の間

途中 60 分間の休憩があります。

- (4) 勤務を要しない日 原則として、国民の祝日、年末年始およびその他指定日

- (5) 時間外労働 有り

- (6) 加入保険 健康保険 有り、厚生年金保険 有り、雇用保険 有り

- (7) 年次有給休暇 所定の年次有給休暇を付与します。

- (8) 学校教育支援センター（練馬・関・大泉含む）は敷地内禁煙です。

5 申込手続

(1) 必要書類

- ① 採用選考申込書（要顔写真）
- ② 課題作文

「採用選考申込フォーム」または「指定の様式」を使用してください。

課題

あなたがスクールソーシャルワーカーとして、不登校の課題を抱える児童・生徒を支援する上で重要であると考えていることを、これまでの自身の経験にも触れながら、1,200字程度で述べてください。

※ ご提出いただく書類に記載されている個人情報、採用選考関係のみに使用し、選考終了後、破棄します。
提出された申込書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 受付期間および申込方法

令和8年7月17日（金）から8月3日（月）まで

(3) 申込方法および申込先

▶ LoGo フォーム（推奨）

以下の採用選考申込フォームからお申し込みください。

[URL] <https://logoform.jp/f/16tVf>

[二次元コード]



▶ 郵送（特定記録郵便または簡易書留）

封筒の表に**朱書き**で「スクールソーシャルワーカー採用選考書類在中」と明記してください。

※ 普通郵便で送付した場合の事故については、責任は負いません。

〔宛先〕〒179-0072 練馬区光が丘6-4-1 練馬区立学校教育支援センター学校支援係

▶ 持参 受付時間は、月曜日～金曜日の午前9時から午後5時までです。

6 選考方法・日程等

(1) 第一次選考（書類選考）

受験申込書の記載内容および課題作文により、選考します。

選考結果については、8月14日（金）までに申込者全員に郵送にて通知予定です。

(2) 第二次選考（面接）

第一次選考の合格者を対象に、令和8年8月19日（水）午前9時から午後7時30分または8月26日（水）午前9時から午前11時30分のいずれかで、練馬区立学校教育支援センターにおいて、面接（30分程度）を実施する予定です。日時は第一次選考の合格通知にてご案内します。また、通知と合わせ、過去の刑罰歴や処分歴についての誓約書を送付します。面接当日に、ご提出をお願いします（面接時に内容を確認することがあります）。

最終選考結果については、9月4日（金）までに郵送にてお知らせします。

7 欠格条項

受験日当日に地方公務員法第 16 条各号のいずれかに該当する方は受験できません。

○ 地方公務員法

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

8 その他特記事項

当センターは、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づく認定申請を行う予定です。

当センターが認定を受けた場合、本業務へ従事するに当たっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当センターの採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、あらかじめ、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

上記によらない場合にも、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認することがあります。

9 問合せ先

練馬区立学校教育支援センター 学校支援係

（電話） 0 3 - 6 3 8 5 - 9 9 1 1